

地公退ニース

No. 85
2008. 8. 11
定価一部20円
(会員の購読料は)
(会費の中に含む)

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F
所行 地公退職者協議会
発行人 吉沢弘久

03-3262-5546

後期高齢者医療制度廃止など要求を決定

地公退第三十九回定期総会開かれる



地公退第三十九回定期総会は、八月六日、東京グリーンパレスで、眞柄会長をはじめとする執行部と自治退・日退連・都市交退・全水道退・都退協からの代議員四七人が参加し、「〇八～九年統一要求」と、現・退一致して、退職者連合と提携し独自行動も配置しつつその実現に努力する一年間の運動方針を決定した。来賓には、自治労協力議員団幹事長・高嶋良充参議院議員、日政連・水岡俊一長、志田英雄退職者連合事務局次長、藤川伸治公務労協副事務局长、武藤弘道都労連委員長、が出席し激励と連帯の挨拶があった。

地公退08～09年度統一要求

I 年金について

1、「被用者年金一元化」について

(1) 「既裁定共済年金の追加費用削減」を削除すること。

(2) 共済遺族年金の転給制度を廃止するときは現受給者に対する給付を継続すること。

(3) 共済年金職域部分廃止後のこれに代わる新制度は、民間の企業年金等の水準を正確に反映したものとすること。

(4) 厚生・共済年金の一・二階分の共通経費を除く積立金については共済組合の自主的運用制度を維持すること。

(5) 厚生年金の加入要件を、抜本的に改め、△中略△共済組合法を改正し、非常勤・臨時職員の大半が加入できる制度とすること。

(6) 厚生年金制度とその運営について△略△

II 年金制度全般について

(1) 年金給付について、「マクロ経済スライド」を廃止するとともに、現役労働者の「手取り賃金」と年金受給者の「手取り年金」を対比し毎年スライドさせること。

(2) 基礎年金の国庫負担率を二〇〇九年四月から二分の一に引き上げること。

(3) 「年金記録」について△略△

(4) 女性の年金権を確立すること。△以下略△

(5) 「日本年金機構」は利用者の立場に立った執行体制の構築を基本とすること。△以下略△

(6) △前略△年金からの諸特別控除（天引き）をやめること。

III 医療制度について

(1) 「後期高齢者医療制度」を廃止し、被用者保険継続の突き抜け方式による「退職者健康保険制度」創設を検討すること。

(2) 医療費の患者負担は七〇歳以上一割、七〇歳未満二割に。

IV 医療制度全般について

1、医療制度全般について

(1) 患者の負担増・受診抑制となる「保険免責制度」を導入しないこと。△中略△「医療費の総額管理」を導入しないこと。

(2) 高額療養費制度を簡素で患者が利用しやすい制度に改めること。△中略△「上位所得者区分」と定率「一%」を廃止して低所得者を除き「一般」に統一すること。また、同一保険者である場合の世帯合算を可能とすること。

(3) インフォームドコンセントを確立すること。△以下略△

(4) 医師・看護師不足を解消し医療の地域格差をなくす対策を講じること。特に危機的状況にある救急医療・周産期医療・小児科医療体制を確立すること。

2、介護保険制度について

(1) 人間の尊厳を守るために社会化された介護を提供するという制度創設の理念を基礎に△中略△制度を整備すること。△中略△従事人材の立ち去り・新規不参入を防止するため勤務条件改善を中心に抜本策を講じること。

(2) 介護保険の被保険者を現行の「四〇歳以上」から「医療保険の加入者とその被扶養者」に改めること。△以下略△

(3) 「地域包括支援センター」「地域密着型サービス」「高齢者虐待防止法」△略△

(4) 療養病床の介護療養型老人保健施設への転換計画を見直し、入院患者の行き場がなくならない対策を講じること。

(5) 介護サービス利用料の自己負担は現行の一割を引き上げないこと。低所得者の負担を軽減すること。

(6) 要介護度が低いとされる要支援一・二、要介護一・二の者について△中略△利用者が必要とするサービスを給付するよう改めること。△以下略△

(7) 要介護認定△中略△のため認定調査は保険者が自ら実施すること。ケアマネジャーが事業者から独立して公正なマネジメントをすることを保障できる介護報酬とすること。

(8) 介護職員・ヘルパーに支払われる賃金が公務員の福祉職俸給表の時給換算を下回らないようにする介護報酬とし、その人件費算定基礎を公表すること。

(9) 介護施設について△略△

(10) 介護保険料の地域格差を縮小・解消すること。

(11) 介護保険制度とその運営について被保険者・保険料を拠出する労使代表△中略△・高齢者団体の代表を参加。

V 税制について

(1) 税制の所得再配分機能を回復するため、高額所得者の所得税率・法人税率を「恒久的減税」前の水準に戻すこと。

(2) 所得税の公的年金等控除額を二〇〇万円から一四〇万円に、老年者控除五〇万円（六五歳以上）を復活させること。

(3) 個人住民税の公的年金からの特別徴収を撤廃すること。

(4) 消費税を安易に引き上げないこと。社会保障財源に充当するために引き上げる場合は、目的を明確にし、生活必需品の課税除外などにより低所得者に対する逆進性を排除すること。

増税となる事例も出る 高齢者医療保険料の年金天引き制度

四月一日から実施された高齢者医療制度で、保険料徴収は年金からの天引きが原則（制度実施以後に政府は申請すれば従来からの口座振替も可能としたが）となった。また、後期高齢者医療制度では、世帯主、被扶養者（配偶者・子どもなどの被扶養者となつている高齢者）の別なく、七五歳以上の個人は誰でも、被保険者として保険料納入が必要になった。このことによって、保険料が課税控除の対象にならないで所得税増税になつてしまつという世帯や人も出てきている。

◆年金天引きがもたらす所得税増

これまで、世帯主が支払つていた配偶者の健康保険料など社会保険料は、世帯主の所得税計算の際には収入から控除されていた。今後、配偶者の社会保険料が年金から天引き（特別徴収）されるようになると世帯主の所得控除の対象ではなくなり、世帯全体の収入が変わらないのに世帯全体では増税になつてしまう。

後期高齢者医療制度の加入者となる両親で、子どもがその世帯主となつている場合も、保険料が年金から天引きとなり、子どもは増税となる。子どもの所得税控除対象ではなくなり、子どもは増税となる。

「世帯主以外の収入から徴収された社会保険料は、世帯主の控除対象にならない。」というのが税務署の説明である。

◆「すべての世帯で増税」とは限らないが……

年金からの天引きは、「年金額が一八万円を超えている」・「他の保険料との合算額が年金額の二分の一を超えない」人となつておらず、その条件に到らない低額年金の配偶者は天引き対象にならない。逆に、配偶者が一定額以上の自分の収入がありもともと所得税を払っていた場合は配偶者自身の所得税から天引き額が控除になる。しかし、次に挙げるいくつかの条件下では、増える税額は極端に大きくはないとしても、所得税増になるケースが出る。

◆増税になる例

年金から特別徴収＝天引きされる社会保険料は、①介護保険料（二〇〇〇年四月から）、②国民健康保険料（二〇〇八年四月から）、③後期高齢者医療制度保険料（二〇〇八年四月から）の三つがある。これらのうち増税になると思われる例は次のようなものが考えられる。

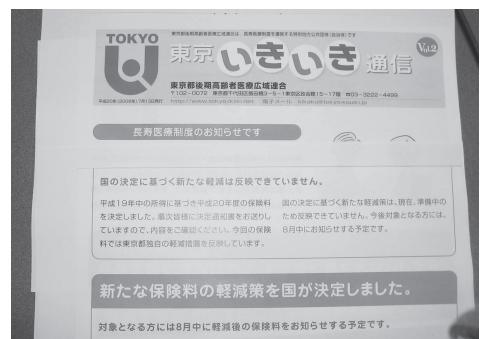
* 介護保険料について妻の年金が一八万円を超えるなどの事情で新たに天引き対象になる例
* 国民健康保険料について世帯主が七五歳を超えて国保脱退、配偶者が国保の加入者になり年金から国保料の天引きが始まる例
* 後期高齢者医療制度保険料について世帯主・配偶者とも七五歳以上で配偶者の後期高齢保険料天引きが始まること

金子勝さんが講演——今年の九・一四集会

|| 全国高齢者集会は九月一五日に ||

今年の九・一四地公四単産・地公退高齢者集会は、例年のとおり九月一四日（日）午後一時三〇分から東京・神田一ツ橋の日本教育会館三階ホールで行われる。テレビでも歯に衣着せぬコメントで有名な金子勝さん（慶應大学教授）の「これからのか社会保険制度は如何にあるべきか」と題する講演が予定されている。

九月一五日（月・今年は敬老の日にあたる）は、退職者連合の「後期高齢者医療制度廃止を求める08全国高齢者集会」が日比谷音楽堂で開かれる。集会の後、会場から東京駅八重洲口手前までのデモ行進を行う。



東京都広域連合から被保険者への通知

◆申請すれば口座振替もできることになつたが……

後期高齢者医療保険料と国保保険料は、社会的批判に押されて政府が方針を変え「申請すれば一定の条件を満たす場合は世帯主の口座振替」にすることができることにしたので、口座振替にした場合は、支払った世帯主の保険料が課税対象の所得から控除される。しかし、申請しなければ、控除対象から除外されるので、増税はそのままとなつてしまふ。また、すでに六月、八月支給の年金から天引きとなつているものは、申請してもそのままとなつてしまふ。

天引き（特別控除）制度は高齢者の家計のやりくりを壊すという本質的問題をもつてゐるが、これだけでなく増税をもたらすものもある。一方的に徴収者の便宜だけで天引きを決めて結果として高齢者に増税をもたらすやり方は、説明の欠如を含めて怒りを禁じえないのである。

◆控除対象を続けるウラワザもあるが……

また、「配偶者が共済組合など年金保険者から年金担保の貸付を受け、返済相殺とする。そうすれば年金受給額無しになり、特別徴収ができないので従来どおり世帯主による保険料納入・所得控除にする」というウルトラのアイディアもある。しかし、政府の責任で、年金からの天引き制度をなくすか、天引きか口座振替かで課税額に差が出ることがないように、仕組みを改善するべきである。

◆社会保険料のほかにも年金から天引き

年金からの天引きは社会保険料のほかに「所得税の源泉徴収」「個人住民税特別徴収（二〇〇九年一〇月から）」がある。ナチスが戦費調達の手法として導入した源泉徴収・特別徴収は徴収側には低コストで取りはぐれがない魅力的方法として各国で継続されているが、市民主権の立場からは根本的に見直すべき仕組みである。



「後期高齢者医療制度は廃止を！」など 退職者連合が政府に申し入れ

退職者連合は、地公退組織からの代理員なども参加して開かれた第一回定期総会の翌七月三〇日に、眞柄栄吉会長をはじめ三役が厚生労働省に対し、福田首相宛の要求書を提出した。要求書は、医療制度では「①後期高齢者医療制度を直ちに廃止、②医療費自己負担額は七〇歳以上はすべて一割とする、③法律にはない『長寿医療制度』の名称の使用は即時止める」、年金制度では「①マクロ経済

ストライドの廃止、②年金の物価ストライド制復活と過去の『物価特例措置』によるマイナス分・一・七%の帳消し、③年金一元化法案の恩給期間の減額措置の撤回」が中心である。

厚生労働省の栄耀大臣官房審議官は、「①後期高齢者医療制度は困難、②『長寿』は法令上の名称ではない」、年金については「①現役の保険料負担とのバランスからマクロ経済ストライドを導入した、②年金額改定は、五年に一度を毎年に換えてストライドさせる制度だ」と答えたのみで、要求を無視する態度であった。眞柄会長からは、要求内容について政府の再検討を強く要求した。